

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

市町村名	西 都 市
策定年月	令和 8 年 9 月

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、宮崎県中央部の田園都市で、市域の7割以上が九州山地の森林地帯となっており、南東部の平野・台地に農地が広がり、市街地も存在している。北は木城町と美郷町、西は西米良村、南は宮崎市、国富町、東は高鍋町、新富町に接し、九州山地を西に望み、市北部の東米良地区から市南部の妻地区を一ツ瀬川が貫流している。

広大な台地の上に300基以上もの古墳が確認される特別史跡「西都原古墳群」や、日向国の戦国大名伊東氏48城の本城「都於郡城跡」などの史跡など歴史ロマンあふれるまちで、日照時間や快晴日数が全国でトップクラスという温暖な気候条件から農林畜産業も盛んで、農畜産業ではピーマンやスイートコーン、ニラ、完熟マンゴーなどの園芸作物を中心に、コメや畜産も盛んな営農地域で、東米良地域ではゆずが特産品となっている。本市の北西部広がる森林において、林業経営林面積1,000ha以上存在し、そのうち人工林率が6割占め、杉の生産が盛んである。

しかし、農林業従事者の高齢化や担い手不足・生産資材価格高騰など、本市の農林畜産業は厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれることから、その経営改善対策が課題となっている。畜産農家では家畜排せつ物をたい肥化し耕種部門への活用がされているが未利用部分も多く、また森林地帯においても未利用の木質系バイオマスも多く存在しており、このような資材高騰の中、経営安定に向け、これらの地域に存する未利用資源を、再生可能エネルギー源として有効な活用が望まれる。

一方では、本市の自然・気候条件を活用した太陽光発電が進み、再生可能エネルギー発電設備の導入が進む中、地域資源である未利用間伐材などを活用したバイオマス発電への取り組みに向けた動きがみられ始めている。

本市においても、木質系及び畜産系の地域資源を活用したバイオマス発電等の事業化プロジェクトを盛り込んだバイオマス産業都市構想を策定して、令和8年3月に国の認定を受け、このバイオマス発電の取り組みを推進していく。

以上のことから、農山漁村再生可能エネルギー法の理念に基づき、本市が有する再生可能エネルギー資源を地域資源として農林業の活性化に結びつけることにより、本市の活性化及び循環型社会の構築を図り、本市の総合戦略である「第3期さいと未来総合戦略」で掲げる基本目標の1つである「住みつづけたいまち」を築く地域づくりを目指す。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地番	地目	地積 (㎡)	備 考
A	西都市大字下三財	7818 他	雑種地	1,176	木質バイオマス発電の整備

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	木質バイオマス発電 (ガス化)	140 kW×2 基	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
A	発電事業の燃料として、主に地域に賦存する木質バイオマスを活用することで、以下の取組を行う。 (1) 間伐材等の山林未利用材を長期的かつ安定的に購入し、林業の活性化、森林の整備・保全の推進を図る。 (2) 地域への貢献として災害時に大規模停電が発生した際は、発電した電力の地域への供給要請に応じる。 (3) 発電時に発生する余熱や炭などの副産物については、農業部門への利活用に向けての検討を行う。	地域に賦存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し
配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、「西都市環境基本条例（平成 14 年条例第 2 号）」に基づいた適切な配慮を行う。

(2) 景観の保全

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから制定されている「西都市景観基本条例（平成 21 年条例第 7 号）」の景観計画区域ではないが、この条例に基づいた適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後 10 年間（令和 18 年）までに地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、木質バイオマス発電設備 280 k W (140 k W×2 基)を導入し、それに伴い年間総発電量 2,040,000kWh を目指すこととする。

また、この発電原料として、地域内を中心に未利用資源である未利用間伐材等の 3,000 t の年間活用（供給）を目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（稼働状況、農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

なお、目標年度に計画を達成しない場合は、その要因を発電事業者に報告させ、その内容を評価・分析し、達成に向けて必要な改善策を講じる。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時には、設備整備者の責任において設備の撤去及び土地の原状回復を行うことを原則とし、その時点における関係法令を遵守することとする。撤去・原状回復・廃棄物処理等に係る費用については、その額を 17,000 千円と想定した毎月の積立を行い、その費用に充てることとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施されることが確実であることを確認する。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

11. その他

(1) 地域住民との良好な関係の構築

再生可能エネルギー発電事業者は、地域住民等との間に諸問題が発生した際には、市に内容報告を行うとともに、課題解決に向けた努力を行い、地域住民との良好な関係の構築を図ること。市と締結した「地域資源バイオマス活用に関する基本協定書」に基づき、災害時の大規模停電時には電力供給要請に協力すること。

(2) 地域資源バイオマス発電設備認定の取り消し

市は、7の(2)において目標の達成状況についての評価を行うため、毎年度、再生可能エネルギー発電事業者に対し、認定設備整備計画の実施状況の確認ができる資料の提供を求めるものとする。

この場合において、目標が達成されていない場合は、改善計画の提出を求めるとともに、将来に亘り目標達成の見込みがないと判断される場合は、地域資源バイオマス発電設備の認定を取り消すことができるものとする。

あわせて、基本計画及び設備整備計画に適合しない発電事業がなされた場合は、認定を取り消すものとする。

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

